

建設委員会会議録

平成21年1月9日(金)

(開 会) 10:00

(閉 会) 10:06

○ 委員長

ただ今から建設委員会を開会いたします。

「建設行政について」を議題といたします。質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

おはかりいたします。本件は、掘り下げた審査をするということで、継続審査といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

おはかりいたします。案件に記載のとおり、執行部から、2件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。「市道上の車両損傷のについて」報告を求めます。

○ 土木管理課長

市道上における車両損傷事故について、ご報告いたします。本件事故は、平成20年12月10日水曜日午後6時10分頃、伊岐須地内の市道深町・井出浦線において、当事者が伊岐須から相田方面に走行中、対向車と離合する際、道路脇の側溝上を走行したところ、道路側溝の蓋が落ち、その際に左前輪ホイール及びサスペンション等を損傷させたものでございます。この事故によります損害賠償につきましては、現在当事者と協議しております。道路の点検補修につきましては、日頃より迅速に対応しておりますが、さらに気をつけて参ります。以上簡単でございしますが、報告をおわります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(福岡県決定)について」報告を求めます。

○ 都市建設課長

それでは、「報告事項の説明」に記載しております「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」ご報告いたします。

この「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、いわゆる「区域マスタープラン」は、福岡県全体の「都市計画マスタープラン」とも言うべきものでございます。まず今回、福岡県がこの「区域マスタープラン」の変更決定に至った経緯についてご説明いたします。

この「区域マスタープラン」は、平成12年の都市計画法の改正に伴いまして、県内の都市計画区域ごとに、平成16年5月に福岡県が定めた、都市計画の目標や方針などでございますが、平成18年に、都市計画法、中心市街地活性化法、大規模小売店舗立地法の、いわゆる「まちづくり3法」が、集約型都市構造への転換を図るために、改正されたことを受けまして、福岡県が平成19年に独自に策定いたしました「福岡県大規模集客施設の立地ビジョン」、これは、主に延べ床面積1万㎡を超える大型商業施設などの立地の条件を示したものであります。この内容を、法定の計画である「区域マスタープラン」に盛り込むことによりまして、今後、そういった大規模集客施設の立地を可能とする、商業系への用途地域の

変更案などに同意する際の基準としての位置づけを明確にしたものでございます。

なお、お手元の資料でお示しておりますように、本市におきましては、そういった大規模集客施設の立地を誘導できる「広域拠点」として、飯塚バスセンターを中心とした約51haと新飯塚駅西部市街地約30haが指定をされております。

次に、今後、この変更決定が本市に及ぼす影響についてでございますが、まず、先ほども少し触れましたが、この「広域拠点」以外で、大型商業施設などが立地可能となる商業系の用途への変更など、規制を緩和する都市計画変更等の決定につきましては、中心市街地等への影響調査や将来のまちづくりの方向性を、総合計画の基本構想や都市計画基本方針などの上位計画に明確に示すなど、県の基準に則った手続きを踏まなければ、県の同意を得ることは難しいということになってまいります。

したがって、今後本市が、中心市街地の活性化等を図る、あるいは集約型の都市構造を構築していくために、この広域拠点の外側にある、大型商業施設などの立地が可能となる既存の商業地域、あるいは近隣商業地域や準工業地域に、新たに規制をかけていくか否かは、本市の都市政策のあり方やまちづくりの方向性を左右する重要な決定であり、全庁的な合議のなかで、慎重に検討をいたしたいと考えております。

以上で「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更についての報告」を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これもちまして、建設委員会を閉会いたします。おつかれさまでした。